

市第 177 号議案

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人
個人情報の保護に関する条例の一部改正

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の
保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人
個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月
横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」
に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市
条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第22条第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「
特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るた

め、横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（行政文書の開示義務）

第 7 条 （第 1 項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第 1 号省略）

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

（ア及びイ省略）

- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執特定独立行政法人第 2 条第 2 項の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年

法律第 261 号) 第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (第 3 号から第 6 号まで省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例 (抜粋)

(~~上段~~ 改正案)
(~~下段~~ 現 行)

(開示しないことができる保有個人情報)

第 22 条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「非開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア及びイ省略)

ウ 当該個人が公務員等 (国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 2 条第 1 項に規定する国家公務員 (独立行政法人通則

法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執
行法人の役員及び職員を除く。）第 2 条第 2 項特定独
立行政法人の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条
に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職
員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂
行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の
職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第 4 号から第 7 号まで省略）